

平成 15 年度第 10 回常務理事会議事録

日 時：平成 16 年 3 月 12 日（金）15：00～18：00

会 場：ルーテル市ヶ谷センター「第 1 会議室」

出席者：

会 長：野澤 志朗

副会長：藤井 信吾、田中 憲一

理 事：植木 實、岡村 州博、落合 和徳、武谷 雄二、星 和彦、和氣 徳夫

監 事：藤本征一郎

幹事長：吉田 幸洋

幹 事：刈谷 方俊、小林 浩、古山 将康、澤 倫太郎、清水 幸子、高桑 好一、

阪埜 浩司、平川 俊夫、藤森 敬也、村上 節、矢野 哲

総会議長：清川 尚

総会副議長：足高 善彦、松岡幸一郎

事務局：荒木 信一

資 料

第 10 回常務理事会業務担当常務理事報告並びに関連協議事項予定内容

1：第 9 回常務理事会議事録（案）

庶務 1：大谷徹郎会員に関する兵庫地方部会長からの書面

庶務 1-2：大谷徹郎会員除名方針に関する報道

庶務 1-3：3 月 7 日の大谷会員の記者会見[当日配付]

庶務 1-4：平岩弁護士の見解[当日配付]

庶務 2：根津八紘医師からの入会申込書

庶務 2-2：2 月 26 日付長野地方部会長からの追加調査報告

庶務 2-3：根津医師の再入会についての「会員へのお知らせ」

庶務 2-4：根津医師再入会に関わる報道

庶務 3：第 56 回総会次第

庶務 3-2：第 56 回総会の代議員等への案内書についてのスケジュール

庶務 4：妊娠中毒症の新分類に関する武谷雄二常務理事からの意見

庶務 4-2：機関誌に掲載する「妊娠中毒症」に関する周産期委員会からの提案[当日配付]

庶務 5：厚生労働省母子保健課からの「不妊治療費助成事業の考え方」

庶務 6：健やか親子 21 リーフレット

庶務 7：東京都周産期医療協議会からの「不妊治療による多胎妊娠発生の防止について（依頼）」の書面

庶務 8：日産婦医会のリピーター医師への対応策についての報道

庶務 9：日本医学会役員選挙結果

庶務 10：肺血栓症/深部静脈血栓症（静脈血栓塞栓症）ガイドラインダイジェスト版

庶務 11：日本医療器材工業会からの平成 16 年度 JIS 原案作成委員会委員推薦依頼の書面

庶務 12：日本臨床整形外科医会からの柔道整復師に X 線撮影を許可することへの抗議の書面

庶務 13：公開シンポジウム「小児科産科医師の確保育成のために」

庶務 14：平成 16 年度第 1 回小児科産婦人科合同委員会議事録（案）[当日配付]

庶務 15：学会等寄付受付窓口変更のお知らせ[当日配付]

学術 1：第 56 回学術講演会事後評価委員[当日配付]

社保 1：内科系学会社会保険連合委員会一覧

専門医制度 1：(社)日本感染症学会からの書面

専門医制度 2：日本専門医認定機構第 2 回総会(3 月 3 日)の資料[当日配付]

倫理 1：亡夫の精子での出生に関わる裁判の報道記事

倫理 2：亡夫の精子での出生に関わる裁判に関する香川県地方連絡委員からの報告等

倫理 3：不妊治療に関わる読売新聞誌上での意見[当日配付]

広報 1：バナー広告及びスポンサー業務に関する契約書(案)

広報 2：日本生殖内分泌学会(青野敏博理事長)よりのホームページ相互リンクのお願い

AOCOG 1：コンベンション会社との契約書(案)

その他 1：平成 16 年度日本産科婦人科学会予定表(確定版)

担当校 1：参加事前登録状況[当日配付]

15:00、会長・両副会長、常務理事の総数 11 名中、佐藤 章常務理事、村田雄二常務理事を除く 9 名が出席し、野澤会長が開会を宣言した。野澤会長が議長となり、議事録署名人として、会長及び庶務・会計担当常務理事の計 3 名を選任し、これを承認した。

野澤会長 から「本日は常務理事会に先立ち、除名方針となった大谷哲郎会員の弁明を予定している。これについて落合庶務担当理事から説明をお願いしたい」との発言がなされた。

落合常務理事 から「本会に無申請で着床前診断を実施した大谷哲郎会員に対して、2 月 21 日の第 4 回理事会において除名処分の方針となった。4 月 10 日の総会に大谷会員除名処分の議案を提出し、審議していただくことになっている。これに先立って大谷会員から今回の除名処分に対しての弁明をしていただく機会を設けることとなり、大谷会員に出席の意思を確認したところ、出席されることのお返事をいただいた。そこで本日この場を設けた。また、大谷会員から代理人である遠藤直哉弁護士の同席を許可願いたいとの申し出があった。これについて、平岩弁護士に相談したところ、拒否することは問題ないが、先方の要求を受け入れておくことも一連の手続きの過程として重要であるとの返事をいただき、会長、副会長で協議をいただき、遠藤弁護士の同席も認めることとした。本日の弁明の趣旨であるが、大谷会員が実施したことの事実確認、本人に対する聴聞、すなわち一問一答などはすでに終了し、理事会において除名処分の方向となったものである。したがって、本日はこの処分に対する大谷会員の弁明を聞かせていただくとの趣旨である。

除名処分に関する手続きについては、除名対象となる会員が所属する地方部会長の意見を伺うとなっている。これに基づき兵庫地方部会長の丸尾猛先生から意見を伺った。これによれば、除名処分はやむをえないものと考えられる。ただし、本人は十分反省しているとのことであり、自主退会などの道もあるのではないかとの意見であった。

なお、その後、3 月 7 日に大谷会員、遠藤弁護士などが記者会見を実施している。そのことについての報道記事のコピーを用意したが、除名処分に対し、これを撤回するよう求め、また、着床前診断に対する容認を求め、除名処分となった場合には訴訟を起こすこともありうるとの内容である。この時に遠藤弁護士から『着床前診断を受ける権利は患者の自己決定権であり、任意団体である学会がこの権限を制限するのは憲法の幸福追及権を侵害している』との意見を述べている。これに対し、平岩弁護士から『根津裁判のときも同

じ様なことを原告側は何度も言っていた。たとえ患者からの要求があり医学的（技術的）にできることであったとしても、職能集団である学会が倫理的、社会的見地から行ってはならないとの会告を定め、会員にその遵守を求めることについては問題ない。憲法に定める幸福追及権は公共の福祉により制限を受けるものであり、公序良俗に反するような行為について権利が生ずるいわれはない』との見解が示されている」

以上の説明がなされた。

野澤会長 から「本日の弁明の内容は資料として総会に提出されるということで大谷会員から了解を得ている。なお、今回の大谷会員の弁明にあたって 3 月 11 日付で遠藤弁護士より本会宛に、大谷会員の代理人として同席したい旨の申し出があり、本会がこれを許可した。司会は吉田幹事長にお願いしたい」との発言があり、了承された。

大谷会員、遠藤弁護士が入室した。(15:07)

吉田幹事長 から司会を担当する旨の挨拶の後、経緯について以下の説明がなされた。

「大谷会員には、2 月 12 日の倫理委員会に出席いただき、このたびの経緯に関し説明をしていただき、質疑に応じていただいた。その中で、大谷会員は今回の無申請による着床前診断の実施について、会告違反になると認識していたにもかかわらず、実施したとの発言をされた。この経過を受けて、2 月 21 日の理事会において、大谷会員の行為は除名処分が相当であるとの結論に至った。4 月 10 日の本学会の総会において大谷会員の除名処分に関する議案を提出し、審議してもらうことになったが、その前に大谷会員の弁明をお聞きする機会を設けたいとのことで、本日出席いただいた。すでに手紙で連絡し了解を得ているとおり、本日の弁明の内容は文書にまとめ、総会の資料として事前に代議員の先生方に送付することとなっている。大谷先生のご意見をお願いしたい」

大谷会員 から「今回の私が行った行為が除名に相当するかどうかについて、私は文書にまとめてきた。これを総会に配布してもらいたい。本日もその資料を用意してきたので、目を通してもらいたい。私がお願いしたいことは、この資料を読んでいただきたいということ、および総会で私に弁明の場を与えてほしいということである。総会で代議員の採決が行われる前に、スライドを使って、弁明の機会を与えてほしいということである」との発言がなされた。

遠藤弁護士 から「日本産婦人科医会の定款では、本人除名の場合には、総会において弁明の機会を与えるとの条文がある。日本産科婦人科学会にはそのような規定はないようであるが、日本産婦人科医会と同様に弁明の機会を与えていただきたい」との発言がなされた。

吉田幹事長 から「日本産科婦人科学会の規定では、会員の除名にあたっては、その会員が所属する地方部会長の意見を徴することとなっているが、総会での弁明の機会を与えるとはなっていない。したがって、本日そのような申し出があったということはお聞きしておき、そのような手続きを行うかどうかは、常務理事会あるいは、理事会などの判断になり、出席いただくかどうか後日連絡することになると思う」との発言がなされた。

大谷会員 から「代議員の先生方に直接私の意見を聞いていただかないと、公平な判断をしていただけないと思うので、総会での弁明の機会をお願いしたい。私は、私自身の除名処分に反対である。日本産科婦人科学会の着床前診断に関する会告は、日本国憲法 13 条に規定されている、すべての人は幸福を追及する権利を有するという条項に違反していると

考える。日本産科婦人科学会にはほとんどの産婦人科医が所属しており、ほとんど独占的学会であり、日本産科婦人科学会がこれを禁止するということは、日本の法律で禁止しているに等しいと考えられる。このような会告があるということは、着床前診断を希望する女性がこれを受けることができないということである。国民の請託を受けたとはいえ、民主的に選ばれたわけではない日本産科婦人科学会の決定によって、着床前診断を受ける権利を奪われており、明らかに憲法違反の状態であり、このような会告は無効である。したがってこの会告による除名は無効である。技術的な面では、私は以前から遺伝子に関する研究に携わっており、私にとっては何ら問題のない技術である。体外受精・胚移植に関しても昔から実施しており技術的にも問題ないものである。それを組み合わせれば着床前診断は可能であり、特に難しい技術を要するものではない。外国では約 1,000 例の出生児が報告されており、何万例も実施されている。したがってすでに確立された技術であり、日本産科婦人科学会の会告に言うような実験的技術ではないということを主張しておきたい」との発言がなされた。

遠藤弁護士 から「大谷先生が憲法論を言ったことは、本日お配りした私の資料にその内容が示されている。大谷先生の除名は憲法違反であり無効であるということを書いている。日本産科婦人科学会にはほとんどの産婦人科医師が所属し、それを束ねており、強大な力を持っている。除名をしたり患者の権利を侵害することは国民の権利を侵害することに等しいことになる。憲法の間接効力説という理論に基づくものである。裁判になれば憲法違反になるということである。しかし、私が申し上げたいのは、診療行為は信頼関係をもって医師と患者の間で行われるものであるが、どこの国でも、医師会などが国家に代わって診療行為の監督を行っている。その意味で、日本産科婦人科学会が民主的に行っていればよいが、このような憲法違反のような行為を行っているとなれば国民の批判をあびる。このようなことをしていると、厚生労働省など国家がそこに介入せざるを得ないような状況になることを危惧するものである。飯塚先生ともよくお話しをするが、先生のお考えもまさに日本産科婦人科学会のような任意団体が、民主的で開かれた組織でないということが問題であるとされ、十分な議論がされ、会告を 3 年毎に変え、ガイドラインにし、国家権力が介入しないようにすることが重要であるとされている。今回、大谷先生の代理人を引き受けたのは、大いに議論をされ、改善を加え、すばらしい組織にしてもらいたいからである。患者の権利と医師の自由を保証してもらいたいということである。着床前診断について議論を行わないで、制限するということについて国民が見ていることであり、問題である。役人あるいは政治家も見ていることである。日本産科婦人科学会には自治能力がないと思われることとなる」との発言がなされた。

大谷会員 から「生命医学倫理には多くの視点があると思う。そのなかで、これを抜きにしては考えられないことが、ピーチャムとチルドレスの生命医学倫理の 4 原則である。(1) 自立尊重、正常な判断力を持つ能力を有する人の自己決定権を尊重する義務。(2) 無危害、他人に危害を加えないこと(3) 仁恵、その人のために積極的に奉仕して、リスクと費用に対してその人の利益が最大になるように働くこと(4) 正義、ここで言う正義とは医療の恩恵やコストが人々のあいだで公正に配分されるべきという概念の 4 原則である。今回のことは、この理念にしたがって行っており、私が行ったことが、日本産科婦人科学会からの除名される理由にはならないと考える」との発言がなされた。

遠藤弁護士 から「着床前診断に関する会告について、個別審査方式で行うということは、他の会告には例がなく、脳死などと比較しても極めて厳しいものと考えられる。このように厳格に行うということは極めて異常であり、しかも鹿児島大学などの 2 例を却下しており、今回も申請のある 2 例を数ヶ月放置しており、国民の一人として理解しがたい。その点もふまえ制度改革を十分に行うことを要望する。以上のような観点から大谷会員の除名は絶対に行わず、内部の改革をはかってもらいたい。大谷会員が総会に出席するときに私も補佐として出席したいので検討していただきたい」との発言がなされた。

吉田幹事長 から「大谷会員からの申し出、遠藤弁護士からの申し出については、執行部、総会の議長団などで検討し、返事をするようになる」との発言がなされた。

藤井副会長 から「2月5日に提出された本会への謝罪文、宣誓書については、どのようにお考えか」との発言がなされた。

大谷会員 から「そのことについては、事情をご存知のはずであり、意見を控えさせていただきたい」との発言がなされた。

以上をもって大谷会員による弁明が終了し、大谷会員、遠藤弁護士は退席した。(15:28)

以上の弁明を踏まえ、以下の質疑が行われた。

松岡副議長 から「総会の運営に関して発言したい。本人に弁明の機会を与えたわけであるが、今回の件に関する資料を代議員に送付することになる。執行部としては、倫理委員会の報告と理事会の決議と今日の弁明の内容を送付することになる。その際に資料としての価値が問題である。地方部会長の書いた意見書、本人の署名の入った謝罪文、宣誓書などは一級の証拠となる。裁判などでは法廷証拠主義であり、法廷で採用された証拠に基づいてのみ判断されるが、この場合もそれと同様で、きちんとした資料のみが判断の材料となる。本人が自身の判断で行っている会見の資料などはそのような資料とはなり得ないと考えられる。本人が希望する資料を配付するかどうか、総会で意見を述べるかどうかは検討の余地がある。日本産婦人科医会の規約では、会員を除名する場合は総会の除名議決の前に弁明の機会を与える事となっているが、必ずしも総会の場でということではないとも解釈される。日本産科婦人科学会では、総会の場で弁明の機会を提供する必要はないと考えられる」との発言がなされた。

落合常務理事 から「根津先生の件の時には、臨時総会で除名を決定したが、その除名の前に弁明の機会が与えられなかったということを裁判において主張していた。したがって、今回は弁明の機会を十分に与えるということは重要なのではないかと考える」との発言がなされた。

松岡副議長 から「あの時には、先方が弁明の場にあえて出席して来なかったと理解しているが」との発言がなされた。

落合常務理事 から「それが実際のところであったと考えているが、先方の裁判での主張は弁明の機会が与えられなかったとなっている」との発言がなされた。

松岡副議長 から「先程の大谷会員の要望では、スライドを使って意見を述べることを要望しているが、手元にあるスライド原稿の量を考えると特別講演になってしまう。そのようなことは不可能であり、5分くらいの意見陳述は可能であるという判断になると思われる」との発言がなされた。

和氣常務理事 から「今回行われた男女産み分けのための着床前診断と遺伝子検査による

着床前診断についてはきちんと区別して考えておく必要があると考えられる」との発言がなされた。

藤井副会長 から「本日の弁明の内容からは反省の色はまったく感じられなかった。着床前診断を自由に行うというこのような会員の行動に対してどのようにコントロールを計っていくかが重要であると考えられる」との発言がなされた。

藤本監事 から「総会において弁明を行ってもらおうとしても、着床前診断に関する大谷会員の主張を述べてもらうのではなく、今回実施した 3 症例について説明してもらうことが妥当であると考えられる」との発言がなされた。

野澤会長 から「総会には時間の制限がある。総会の運営については原則として、総会運営委員会で決めることになると考えられる」との発言がなされた。

落合常務理事 から「総会運営委員会は総会当日であり、どのような資料を用意するか、大谷会員の総会での弁明を認めるかどうか、代理人として遠藤弁護士の出席を認めるかどうか、などはこの常務理事会で決める必要があるものと考えられる」との発言がなされた。

松岡副議長 から「訴訟などであれば代理人は認められるが、現在の状況では法的な意味での代理人ということではなく、弁明の機会を与えようとしても弁護士の出席を認める必要は全くないと判断される」との発言がなされた。

藤井副会長 から「大谷会員一人では心もとないから、サポートしたいという意図と考えられるが、弁護士の出席を認める必要はないと考える」との発言がなされた。

松岡副議長 から「議長団として確認したい。総会での大谷会員の弁明は認めるが、弁護士の出席は認めない、弁明のための時間はこちらで指定する、資料については執行部で用意する資料を正式なものとして代議員に事前配付する。以上でよろしいか」との発言がなされた。

野澤会長 から「議長団からの確認事項は原則的にこれでよろしいと考えられるが、法的な問題もあり、後で平岩弁護士に相談し、最終決定するということにしたい」との発言がなされ、了承された。

和氣常務理事 から「大谷会員は自分が用意した資料の事前配付を要求していたが、今回行った 3 症例についての経緯についての釈明書を準備してもらったほうがよいものと考えられる」との発言がなされた。

植木常務理事 から「大谷会員が準備する資料を絞るとなると、大谷会員はこれを代議員に勝手に配付するかもしれない」との発言がなされた。

落合常務理事 から「それは仕方ないのではないか」との発言がなされた。

松岡副議長 から「先程も述べたが、これまでの経緯をまとめた公的性格を持つ文書は事前に送付することを予定している。大谷会員からの文書も、釈明のための文書を用意してもらうことになると考えられる」との発言がなされた。

吉田幹事長 から「倫理委員会の報告と理事会の経緯、地方部会長の書いた意見書、本人の署名の入った謝罪文、宣誓書、今日の弁明の内容などを事前資料として代議員に送付することを予定している」との発言がなされた。

武谷常務理事 から「どのような経緯で除名に至ったのか、それに対する弁明を行ってもらうことが重要と考えられる。なぜ除名に至ったのかについて、原則を抑えておくことが重要と考えられる。今回の経過では男女産み分けを行ったから悪いということが強調さ

れているようにも思われるが、着床前診断に関する会告では『目的外の男女産み分けなどに使用してはならない』と明記されている。やはり、会告を無視して着床前診断を実施したこと、会告違反を行ったということで除名処分との判断を下したということを強調することが重要であると考える」との発言がなされた。

田中副会長 から「今回の経緯を考えれば、大谷会員の除名処分が相当であることは皆納得してもらえると考える。多くの代議員が求めていることは開かれた学会ということである。その意味で大谷会員に総会で弁明の機会を与えるということは重要であると考えられる」との発言がなされた。

松岡副議長 から「今回の行為は、『着床前診断を目的外の男女産み分けなどに利用してはならない』という会告に明らかに違反しており、会告違反の行為であることは明確である。除名処分も妥当であると考えるが、そのことに対し、大谷会員が弁明する機会を保証するということである。ただし、運用上の問題として20を超える議案があり、弁明に費やす時間が制限されることは当然のことと判断される」との発言がなされた。

落合常務理事 から「除名理由を明確にしておいて、それに対する弁明をしてもらうというスタンスとなる」との発言がなされた。

吉田幹事長 から「今回の件は、本会の会告を無視して、着床前診断を実施したということもポイントと考えられるが、男女産み分け自体も公序良俗に反すると考えられ、その2点が問題ではないかと考えられる」との発言がなされた。

野澤会長 から「先方は、現在の会告をガイドライン化せよということを書いてくる可能性がある。直ちにそれに応じることはできないが、ディスカッションを行っていくことは重要であろう」との発言がなされ、了承された。

以上をもって大谷会員の弁明及びそれに関わる質疑を終え、以下の審議に入った。

・ 第9回常務理事会議事録（案）の確認
修正なく承認した。

・ 業務担当常務理事報告並びに関連協議事項

1) 庶務（落合和徳理事）

[. 本会関係]

(1) 会員の動向

おうちひろこ
大内廣子名誉会員（東京）が3月8日に逝去されたので、会長名の弔電、香典、生花を手配するとともに、会長が葬儀に参列した。

(2) 大谷徹郎会員の除名方針に関わる事項について

第4回理事会での大谷徹郎会員の除名方針を受けて、兵庫地方部会長から報告の書面を受領した（3月2日）。[資料：庶務1]

同会員への除名方針を受けて各メディアの報道があった。[資料：庶務1-2]

本日（3月12日）の弁明に先立ち、3月7日に大谷会員が遠藤弁護士、根津会員などと本会の除名方針を不服として記者会見を行った。[資料：庶務 1-3、1-4、1-5]

（3）根津八紘医師の再入会について

平成 16 年 2 月 21 日の第 4 回理事会における審議及び 2 月 26 日付長野地方部会長からの根津医師の追加調査報告を踏まえ、根津八紘医師から提出されていた入会申込みにつき、2 月 26 日付で会長が入会を承諾した。

同日、根津医師の再入会につきホームページ上で「会員へのお知らせ」とした。

[資料庶務 2、2-2、2-3、2-4]

（4）第 56 回総会次第及び代議員等への案内、総会資料等送付のスケジュールについて

[資料：庶務 3、3-2]

本件につき協議の結果、これを承認した。

また、除名の議案に関しては個人名を明記することとした。

（5）妊娠中毒症の新分類について

武谷雄二常務理事より妊娠中毒症の新分類に関し意見が寄せられた（3月2日）。

[資料：庶務 4]

機関誌 4 号に掲載する「妊娠中毒症」の用語・意義・分類に関する周産期委員会提案について[資料：庶務 4-2]

妊娠中毒症の用語・意義・分類に関する周産期委員会提案を了承した。

（6）事務局次長の採用について

落合常務理事 「すでに事務局の男性職員を 2 名とすることで了解を得、予算措置も講じているが、このたび荒木事務局長より具体的な人材の推薦があった。本件につき事務局長より説明してもらおう」

荒木事務局長 「幾つかのルートを当たったところ、東京三菱銀行人事部より 52 歳男性の推薦があった。私の段階で会ったところ、能力、人柄的に今後の事務局機能強化を担える人材と見たが、執行部の先生の面接をお願いしたい」

落合常務理事 「事務局次長職を念頭に、私と幹事長とで面接を行いたい、その他の先生でも、事務局次長候補の推薦があれば申し出ていただきたい」

本件につき協議の結果、落合常務理事、吉田幹事長が面接を行うことを承認した。

[. 官庁関係]

（1）厚生労働省

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より「不妊治療費助成事業の考え方について」を受領した（2月20日）。[資料：庶務 5]

本件に関し**落合常務理事** より「本日の常務理事会の終了後（17：30～18：00）厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課担当官より『不妊治療助成事業の考え方について』

の説明を伺う予定である」との報告があった。

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課より「健やか親子 21」に関するリーフレットを受領した（2月27日）。なお、その内容につき会員への周知の依頼があったので、本会ホームページに掲載することを承認した。[資料：庶務 6]

（2）東京都健康局医療サービス部子ども医療課 東京都周産期医療協議会より本会会長宛の書面「不妊治療による多胎妊娠発生防止について（依頼）」を受領した（3月4日）。

[資料：庶務 7]

本件に関し以下の質疑があった。

野澤会長「本件は東京都からの依頼であるが、全国的な問題でもあると思う。本会の周産期委員会、生殖・内分泌委員会及び倫理委員会の登録・調査小委員会などの調査、検討に関わるのではないか」

岡村常務理事「学術的には生殖・内分泌委員会での検討になるうが、多胎頻度等の調査は周産期委員会も関わるのではないか。以前、周産期学会のシンポジウムで不妊治療による多胎発生を取り上げたことはあるが、最近本会で取り上げたことがないのではないか」

以上の質疑を踏まえ**野澤会長**より「本件につき、生殖・内分泌委員会、周産期委員会及び登録・調査小委員会でワーキンググループを作って検討してはどうか」との提案があり協議の結果、これを承認した。

（3）最高裁医事関係訴訟委員会

最高裁判所医事関係訴訟委員会より平成 15 年 11 月 18 日付で依頼のあった鑑定人候補推薦依頼 7 件のうち 6 件につき、鑑定人推薦委員会から推薦を行った。なお、1 件については他学会の鑑定に相応しい事案として回答した。

[. 関連団体]

（1）日本産婦人科医会

平成 16 年 2 月 21 日の日本産婦人科医会理事会におけるリピーター医師に関する協議内容が報道された。[資料：庶務 8]

（2）日本医学会

2 月 24 日に第 71 回日本医学会定例評議員会が開催され、本会から落合和徳連絡委員が出席した。

同評議員会において日本医学会会長、副会長の選挙が行われた。結果は[資料：庶務 9]の通りである。

（3）日本医師会

日本医師会より疑義解釈委員会委員の任期が平成 16 年 3 月末日に到来するので、次期委員を推薦するようとの依頼があった。後任につき協議の結果、本会からの現委員落合和徳常務理事を推薦することとした。

（4）日本学術会議

日本学術会議泌尿・生殖研究連絡委員会 青野敏博委員長より、2 月 3 日付書面にて平成

17年度科学研究費補助金審査委員候補につき、本会から第1段審査委員候補として24名、第2段審査委員候補として5名、ジェンダー第1段審査委員候補として2名の推薦依頼があった。

2月19日付の各理事からの投票結果を踏まえ、得票数順位（同票の場合は年長を上位）により推薦を行う（ジェンダーについては2月25日までに回答を行った）。

（5）肺血栓症/深部静脈血栓症（静脈血栓塞栓症）予防ガイドライン作成委員会

同委員会から同ガイドラインダイジェスト版50冊を受領した（2月23日）。

[資料：庶務10]

（6）日本医療器材工業会

同工業会より、平成16年度JIS原案作成委員会委員1名（第1カテーテルB本委員会委員）の推薦依頼の書状を受領した（2月24日）。[資料：庶務11]

本件につき野澤会長より「依頼の分野に見識があり、かつ在京の先生であるとの観点から、東邦大学の久保春海教授を推薦したい」との提案があり協議の結果、これを承認した。

（7）日本整形外科学会・日本臨床整形外科医会

同学会及び同医会より、内閣府総合規制改革会議が柔道整復師にX線撮影を許可するとの動きに抗議を行っているが、本会会員にもこの動きを周知し、多くの抗議を寄せるよう協力してほしいとの書面を受領した（2月27日）。[資料：庶務12]

本件につき協議の結果、本会としても妊婦等女性への被曝の問題があり、安易に許可することはできないとして、日本整形外科学会の抗議の方針を支持することを確認した。

[. その他]

（1）後援依頼

小児科産科若手医師の確保・育成に関する研究班主任研究者（鴨下重彦）から、公開シンポジウム「小児科産科若手医師の確保・育成のために」（4月9日、於・岡山）への後援名義許可願いがあった（2月23日）。[資料：庶務9]

財政的負担もないので後援を応諾した。

（2）日本製薬団体連合会、東京医薬品工業協会、大阪医薬品協会より「学会等寄付受付窓口変更のお知らせ」の書面を受領した（3月10日）。[資料：庶務15]

2) 会 計（岡村州博理事）

岡村常務理事より「第56回総会の会計の議案審議の中に、文部科学省の指導を受けて行う重要な会計処理方針の変更があるが、総会予算決算委員会及び総会において専門家の見地からの見解を求められる可能性がある。については関口公認会計士の陪席を依頼したい」との発言があり、これを了承した。

3) 学 術（和氣徳夫理事）

（1）第57回学術講演会シンポジウム座長の委嘱

第4回理事会の決定に基づき、第57回学術講演会シンポジウム座長「早産の予防」：齋

藤 滋教授（富山医薬大）「ホルモン補充療法 その基礎と臨床」：本庄英雄教授（京都府立医大）「子宮体癌の予後因子に基づいた治療戦略」：蔵本博行教授（北里大）「肺塞栓 その予防と治療」：金山尚裕教授（浜松医大）を委嘱し、同時に co-chairman の推薦を依頼した。

本件委嘱につき了承した。

(2) 第 56 回学術講演会事後評価委員の委嘱について[資料：学術 1]

下記委員を委嘱することを承認した。

学術企画委員会委員長、シンポジウム 3 座長：和氣 徳夫

シンポジウム 1 課題選考小委員長、シンポジウム 4 演者選考小委員長：工藤 尚文

シンポジウム 2 課題選考小委員長：永田 行博

シンポジウム 3 課題選考小委員長、シンポジウム 3 演者選考小委員長：関谷 宗英

シンポジウム 4 課題選考小委員長：丸尾 猛

シンポジウム 1 演者選考小委員長：木下 勝之

シンポジウム 2 演者選考小委員長：水谷 栄彦

シンポジウム 1 座長：岡村 州博

シンポジウム 1 座長：岡井 崇

シンポジウム 2 座長：吉村 泰典

シンポジウム 2 座長：峯岸 敬

シンポジウム 3 座長：落合 和徳

シンポジウム 4 座長：工藤 隆一

シンポジウム 4 座長：吉川 裕之

周産期：金山 尚裕（浜松医大）

生殖・内分泌：杉野 法広（山口大）

腫瘍：岩坂 剛：（佐賀大）

一般・その他：佐川 典正（京都大）

(3) 第 4 回一般演題応募処理システム検討委員会の開催

4 月 9 日に第 4 回委員会を開催し、第 56 回一般演題応募処理の総括を行い、第 57 回学術講演会一般演題応募処理の担当校間の引継ぎ等を予定している。

4) 編集（星 和彦理事）

(1) 会議開催

編集会議を 3 月 12 日に開催する。

星常務理事 より「『産婦人科研修の必修知識』の刊行に向けて現在鋭意準備を進めている」との報告があった。

5) 渉外（村田雄二理事欠席につき古山将康幹事）

[FIGO 関係]

古山幹事 より「平成 16 年度は International Journal の査読を行う Advisory Panel の改選期に当たる。本会から推薦されている 9 名の委員の継続の意思を確認の上、辞退する方がいれば、代替りの先生を推薦する必要がある」との報告があった。

[AOFOG 関係]

古山幹事 より「韓国から AOCOG2005 シンポジウム等の Speaker の推薦依頼があった件につき、本会から 31 名の先生を推薦した」との報告があった。

[ACOG 関係]

5 月の AOCOG Annual Congress 出席者につき、次期藤井会長、村田渉外担当常務理事、落合庶務担当常務理事の都合を確認の上、返答することとした。

[その他]

10th Biennial International Gynecological Cancer Society Meeting (10 月 3 ~ 7 日、2004) の 2nd Announcement を受領した。

6) 社 保 (植木 實理事退席につき清水幸子幹事)

(1) 2 月 21 日に第 4 回学会社保学術委員会を開催し、内保連に産婦人科関連委員会を立ち上げる方向で関連学会と協議することとなった。[資料：社保 1]

(2) 2 月 22 日に第 4 回医会社会保険委員会が開催された。

(3) 落合和徳疑義解釈委員会委員からの報告について

落合委員 より「本会から出された『プレマリンの安定供給に関する要望書』が検討され、現行薬価が安価なことが問題であるとし、僅かではあるが厚生労働省としてプレマリンの薬価を上げることになった」との報告があった。

7) 専門医制度 (武谷雄二理事)

(1) 地方委員会宛通知

平成 16 年度審査に係わる各種様式・研修会出席証明シールと生涯研修実施報告書、卒後研修指導報告書、卒後研修医登録の留意事項、全国地方委員会委員長会議の開催、地方委員会運営補助費等に平成 16 年度事業計画を添え送付した (3 月 9 日)。

(2) (社) 日本感染症学会からの要望及び回答依頼について[資料：専門医制度 1]

武谷常務理事 より「現在日本感染症学会では内科学会と小児科学会専門医取得者のみを感染症専門医の申請資格対象者としている。今般これを日本専門医認定制機構加盟学会の本会を含む基本領域学会の専門医であれば、感染症専門医の申請資格が与えられるとの改訂を行うことになった。日本感染症学会は日本専門医認定制機構加盟学会の二階建部分の Subspecialty の学会と位置づけられており、日本感染症学会としては、いわば二階建制度を作りたいとの主旨であり、本会にもこの二階建制度に同意いただけるかとの打診があった」との説明があった。

本件説明を受け、**野澤会長** より「同じ Subspecialty の学会の日本周産期・新生児医学会や日本不妊学会などは日本感染症学会のような二階建制度のような構想はあるか」との質問があった。

岡村常務理事 より「周産期・新生児医学会では産科専門医に関しては、そのようなこと

は充分議論されていない」との回答があり、

武谷常務理事 より「日本不妊学会でも二階建制度の構想はない」との回答があった。

以上の質疑を踏まえ協議の結果、日本感染症学会の二階建構想の制度に同意することとした。

(3) 中間法人日本専門医認定制機構第2回総会の開催

3月3日に第2回の総会が開催され、本会から武谷専門医制度委員会委員長が出席した。

武谷常務理事 より、日本専門医認定制機構第2回総会(3月3日)での配付資料に基づき説明があった。

そのうち専門医の英文呼称につき協議の結果、本会として

[第2案]Board Certified Member of ~ (英文の学会名)

(例) Board Certified Member of Japan Society of Obstetrics and Gynecology

を採用、使用することとした。

続いて**武谷常務理事** より日本専門医認定制機構において考えられている、専門医に関する基本的事項について下記の説明があった。

「まず各学会が定めている『専門医制度』を日本専門医認定制機構が評価、審査し認定することを考えている。これは同機構が厚生労働省と各学会を結ぶ第三者機構として、とりまとめ役を担う独自性を打ち出したいとの意向のようである。各学会が定めている専門医制度の内容を評価、審査し、場合によっては改善を求めることも視野に入れている。

次に各学会で認定した専門医を、日本専門医認定制機構認定専門医として認定することを考えている。機構に属していない学会の専門医との区別を明確にする意味もあるが、ある程度 Independent な観点からの専門医認定をねらいとしているようだ。

次に基本領域内での専門医は原則として1つに限ることとするが、Subspecialty 領域での2つ以上の専門医取得については、各学会での調整を行うとの条件で認める方向である。

また、横断的領域の Subspecialty に関しては、基本領域あるいは Subspecialty 領域の専門医資格を取得していなければならないとする方向である。

さらに、診療実績評価については学術業績の評価よりも手術数などの技術評価を重視することとしている。

その他、初期臨床研修の取り扱いについては、専門医制度の研修期間として計算に入れてもよいとか、移行期認定の取り扱いにつき、基本的には学会が決めた基準での認定をよしとするが、研修年数や経歴等を考慮しつつ、何らかの方法での審査が必要である旨の同機構の見解が示された。

最後に専門医の更新に当たっては、単に学術集会、講習会などへの出席でなく、何らかの診療実績を必要条件とすべきであり、また更新なしの生涯認定は認められない、との立場を同機構はとっている」

以上の武谷常務理事の説明を了承した。

8) 倫理委員会 (田中憲一委員長)

1. 報告事項

(1) 本会の見解に基づく諸登録(2月29日現在)

ヒト精子・卵子・受精卵を取り扱う研究に関する登録：85施設

体外受精・胚移植、およびGIFTの臨床実施に関する登録：604施設

ヒト胚および卵の凍結保存と移植に関する登録：443施設

パーコールを用いてのXY 精子選別法の臨床実施に関する登録：機関誌46 巻8 号
(平成6 年8 月)において登録一時中止以来登録なし、通算17 施設

顕微授精の臨床実施に関する登録：325施設

非配偶者間人工授精の臨床実施に関する登録：23施設

(2) 委員会開催

第8 回倫理委員会を3月17日(水)に開催予定である。

第4 回着床前診断に関する審査小委員会を3月18日(木)に開催予定である。

(3) 死亡した夫の凍結保存精子を用いた出産に関わる裁判について

愛媛県連絡委員伊藤昌春先生より、回答を受領しこれを受け、香川県連絡委員秦利之先生に調査を依頼した。香川県の厚仁病院で実施されたことが明らかとなり、同院医師からの経過報告書が届いたが、さらに事情を調査中である。[資料：倫理1、2]

(4) 不妊治療に関わる読売新聞誌上での意見について

不妊治療に関わる松尾宣武国立成育医療センター総長と宇津宮隆史セント・ルカ産婦人科院長の意見が掲載された。[資料：倫理3]

倫理委員会に関わる(1)～(4)についての報告を了承した。

理事会内委員会報告並びに関連協議事項

1) 定款改定委員会 (落合和徳委員長)

とくになし

2) 学会のあり方検討委員会 (藤井信吾委員長)

とくになし

3) 広報委員会 (佐藤 章委員長欠席につき藤森敬也幹事)

(1) パスワード登録率(平成16年3月11日現在)

在籍会員数 15,954 名、パスワード登録者数 6,157 名、登録率 38.59%

60 歳未満在籍会員数 10,657 名、パスワード登録者数 5,434 名 登録率 50.11%

(2) バナー広告及びスポンサー業務に関する契約書(案)について[資料：広報1]

本件につき協議の結果、契約書(案)を承認した。

(3) 日本生殖内分泌学会(青野敏博理事長)より、本会ホームページとの相互リンクの依頼があり、本件につき協議の結果、これを承認した。[資料：広報2]

4) 第 20 回 AOCOG 組織委員会 (武谷雄二委員長)

(1) 第 20 回 AOCOG 組織委員会とコンベンション会社との契約書(案)[資料:AOCOG
1]

平岩弁護士及び荒木事務局長がチェックの上、修正案を作成し、常務理事会としてこれを承認した。

以上

平成 16 年 5 月 14 日